

マイナ保険証への移行により、 健康保険証の確認方法が変わりました

令和 6 (2024) 年 12 月 2 日から、健康保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証の利用が基本となりました。

なお、従来の健康保険証の有効期限は、最長でも令和 7 (2025) 年 12 月 1 日で満了となります。

令和 7 (2025) 年 12 月 2 日以降、次の肝炎関係医療費助成事業の申請をする際には、以下の 1 ～ 3 のいずれかをご提出ください。

＜対象となる肝炎医療費助成事業の一覧＞

- ・ 肝炎ウイルス陽性者フォローアップ等事業
- ・ 肝炎治療に係る医療費助成事業
- ・ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

1 ～ 3 のいずれかをご提出ください。

- 1 マイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」を印字したもの等※ 1
- 2 「資格情報のお知らせ」の写し※ 2
- 3 「資格確認書」の写し※ 3

※ 1 マイナポータルでの「資格情報画面」を確認方法については、裏面を御確認ください。

※ 2 原則、マイナ保険証をお持ちの全ての被保険者に交付されます。

※ 3 マイナ保険証の利用登録登録をしていない等、マイナ保険証が利用できない方又は申請があった方に対して、保険者から交付されます。交付を希望される場合には、加入している保険者に直接御相談ください。

